

本日ここに、第21回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第78号から議案第102号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号 筑後市議会議員及び筑後市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、公職選挙法の改正に伴い、市議会議員の選挙において選挙運動用ビラの頒布が認められたため、作成費用の公費負担に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第79号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定及び議案第80号 筑後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、期末手当の支給割合を国の指定職俸給表適用職員の期末・勤勉手当に準じ、改定するものであります。

議案第81号 筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告に準じ、一般職の給料及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うものであります。

議案第82号 筑後市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告に準じ、特定任期付職員の給料及び期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第83号 筑後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移譲されたため、必要な事項を定めるものであります。

議案第84号 筑後市水路工事等受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、これまで負担金とし

て徴収していた農業水利施設保全対策事業の揚水機場に関する工事を、分担金の対象にするものであります。併せて、分担金の具体的な割合を明記するものであります。

議案第 85 号 筑後市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定につきましては、下水道事業における受益者に対する督促状発出に係る事務手続について、関係条文の整備を行うものであります。

議案第 86 号 筑後市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、福岡県人事委員会勧告に準じ、給料を改定するものであります。

議案第 87 号 筑後市北部交流センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、来年 4 月から利用開始する多目的広場について、使用料を定めるものであります。併せて、現在内税表記としているため、外税表記に改めるものであります。

議案第 88 号 筑後市立学校施設の利用に関する条例制定につきましては、筑後市行財政健全化方針の「受益者負担の適正化」の観点から、現在無料である学校施設使用料について見直すとともに、全体的な文言を整理したため、全部を改めるものであります。

議案第 89 号 筑後市下水道事業の設置等に関する条例制定につきましては、平成 31 年度から筑後市下水道事業に地方公営企業法における財務規定を適用することに伴い、関係例規の整備を行うものであります。

議案第 90 号 平成 30 年度筑後市一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、5 億 9, 221 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 198 億 2, 127 万 5 千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

各款共通の職員人件費は、給与改定及び人事異動等による予

算の組替えであります。

第1款 議会費の市議会の運営に要する経費は、市議会議員の期末手当支給率の改定に伴う手当の増額であります。

第2款 総務費の職員人件費は、勸奨退職者等による退職手当等を増額するものであります。

ふるさと筑後市応援寄付に要する経費は、今年度の寄附見込総額が1億5千万円から約1億6,900万円に増加するため、基金への積立金や寄附に対する返礼品経費等を増額するものであります。

防災に要する経費は、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金に対し、緊急防災・減災事業債を活用するため、財源を組み替えるものであります。

国県支出金等返還金は、平成29年度国県補助事業等の確定に伴い、返還金を増額するものであります。

還付及び加算金は、主に固定資産税や個人住民税に関する還付及び加算金が増加したため、増額するものであります。

第3款 民生費の社会福祉協議会事務に要する経費は、市の指定避難所である総合福祉センターの空調改修工事にあたり、緊急防災・減災事業債を活用するため、財源を組み替えるものであります。

特別障害者手当等業務に要する経費は、支給手当の増額改定及び支給対象者の増加に伴い、扶助費を増額するものであります。

地域生活支援事業に要する経費は、移動支援事業の利用者が増加したことに伴い、扶助費を増額するものであります。

自立支援給付に要する経費は、障害福祉サービス等利用者及びサービス利用の増加に伴い、扶助費を増額するものであります。委託料については、自立支援法改正によりシステム改修が必要となったため、増額するものであります。

国民健康保険特別会計繰出金は、職員人件費に関する給与改

定及び人事異動等による予算の組替えに伴うものであります。

地域介護・福祉空間整備推進事業に要する経費は、認知症高齢者グループホーム等が国の交付金を活用し、老朽化した施設の改修等を行うため、補助金を計上するものであります。

公的介護・福祉施設等開設準備補助事業に要する経費は、県の補助金交付要綱が改正され、交付基準単価が引き上げられたため、補助金を増額するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定及び地域包括支援センター事業勘定）繰出金は、給与改定及び人事異動等による予算の組替えによるものであります。

後期高齢者医療に要する経費は、平成29年度後期高齢者医療療養給付費負担金及び保険基盤安定負担金の確定等によるものであります。

基礎年金等の事務に要する経費は、平成31年度から国民年金第1号被保険者の免除要件が拡充されるため、システム改修を行うものであります。

子ども医療に要する経費は、医療費支払額の増加が見込まれるため、扶助費を増額するものであります。

特別保育事業に要する経費は、障害のある児童増加に伴い、保育士賃金を増額するものであります。

児童福祉施設等助成金については、あさひ保育園の施設整備費について、国の交付基準額が変更になったことに伴い、増額するものであります。

子どものための教育・保育給付等事業に要する経費は、在籍児童数及び保育施設への各種加算が増加したことに伴い、委託料を増額するものであります。

筑後保育所費は、保育所の人員配置基準を満たす必要があるため、保育士賃金を増額するものであります。

第4款 衛生費のし尿処理場の運営に要する経費は、長寿命化総合計画に基づく整備工事に対し、公共施設等適正管理推進

事業債を充当するため、財源を組み替えるものであります。

第6款 農林水産業費の被災農業者向け経営体育成支援に要する経費は、本年梅雨期の豪雨等で被災した施設復旧に関して、国の補助事業が採択されることとなったため、補助金を計上するものであります。

木材利用促進に要する経費は、福岡県森林環境税を活用した事業の採択を受けたため、関係経費を計上するものであります。

集落基盤整備事業に要する経費は、事業費の確定に伴い、財源を組み替えるものであります。

水利施設管理に要する経費は、事業費の確定に伴い、財源を組み替えるものであります。

筑後川下流域土地改良事業に要する経費は、筑後北部第2Ⅱ期地区の舗装補修工事に係る県事業費が確定したため、負担金を増額するものであります。

第8款 土木費の社会資本整備総合交付金事業に要する経費は、予算の組替えにより市道新溝山ノ井旧県道線の工事請負費を増額し、来年度の全線供用開始に向け、道路整備の推進を図るものであります。

第9款 消防費の消火活動に要する経費は、火災出動等件数が増加傾向であり、消防団員に対する費用弁償が不足するため、増額するものであります。

常備施設整備に要する経費は、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金に対し、緊急防災・減災事業債を活用するため、財源を組み替えるものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、奨学事業に役立てるよう受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

少人数学級編成事業に要する経費は、給料の改定等に伴い、人件費を増額するものであります。

校舎等維持補修に要する経費は、二川小学校の平成31年度

入学予定児童の増加により、教室の改修を行うものです。

また、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事案を受け、国がブロック塀等特例交付金を創設したため、財源を組み替えるものであります。

学校施設等改修事業に要する経費は、筑後北小学校トイレ改修事業について国の交付金が採択されなかったため、財源を組み替えるものであります。

中学校費の要保護準要保護生徒に要する経費は、就学援助認定見込み者数の増加により、扶助費を増額するものであります。

以上の経費の財源として、国・県支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び市債を充てております。

債務負担行為は、次年度当初から業務が発生するため今年度中に入札の必要がある、燃やすごみ指定袋作成費、外国語指導助手業務委託料ほか9件であります。

議案第91号 平成30年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、9,271万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億4,710万3千円とするものであります。

歳出予算の職員人件費は、給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

第8款 諸支出金の国県支出金等返還金は、平成29年度分負担金の精算に伴う返還金を計上するものであります。

なお、経費の財源として、国民健康保険税、繰入金及び繰越金を充てております。

議案第92号 平成30年度筑後市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出予算の職員人件費は、給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金額の確定に伴い、減額するものであります。

議案第93号 平成30年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第94号 平成30年度筑後市介護保険特別会計（地域包括支援センター事業勘定）補正予算（第1号）及び議案第95号 平成30年度筑後市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

議案第96号 損害賠償の額を定めること及び訴えの提起につきましては、平成29年7月29日開催の筑後船小屋花火大会での事故について、相手方が示談に応じないため、損害賠償の額を定め、市の債務を確定するための訴えを提起するものであります。

議案第97号 市道路線の廃止及び認定につきましては、行き止まりとなっていた西牟田小次郎丸3号線を県道まで接続するもので、現路線を廃止し、新規区間を含めた路線として認定するものであります。

議案第98号から議案第101号までの指定管理者の指定につきましては、サザンクス筑後、筑後市水田コミュニティセンター、窓ヶ原体育館及び筑後市郷土資料館の4施設の指定管理者の指定期間満了に伴うもので、それぞれ指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第102号 地方独立行政法人筑後市立病院第3期中期目標につきましては、第2期中期目標の期間が今年度で終了するため、来年度以降4年間に法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるもので、地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。